

くらしの赤信号

電話をかけなおすと
高額の料金を請求された!

ある日、知らない電話番号から不在着信があった。かけなおすと、「アダルトサイトの利用料金が未納なので、支払いなき場合は裁判になる。すぐにコンビニで電子マネーを購入し、記載されている番号を伝えるように。」と強い口調で言われた。アダルトサイトを利用した覚えはないが、どうしたらよいか。



アドバイス

1. 身に覚えのない請求は、無視しましょう!

これは、不当請求の事例です。あわてて金銭の支払をしてはいけません。身に覚えのない請求は無視しましょう。最近事例のように電子マネー（プリペイドカード等）を購入し、カード番号を伝えるよう要求するケースが増えていますが、現金・電子マネーいずれの場合も、一度支払ってしまうと返金が難しくなります。不安に思った場合は、支払いをする前に消費生活センターへ相談してください。

2. 不当請求には、色々な手口があります。

事例のほかにも、アダルトサイトで画像をクリックしただけで高額な料金を請求する「ワンクリック請求」や、架空の人物とのやり取りのための料金を請求する「サクラサイト」等があります。最近では、マイナンバー制度に関連して番号を聞きだしたり、個人情報削除するための料金を請求する事例もあります。不審な電話はすぐ切りましょう。ご不安に思われた際は、一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

最近寄せられた [相談事例]



月々の支払いが安くなる?

プロバイダ・回線の

切り替えは慎重に!

【あなたのまわりのこんな事例】

電話で大手電話会社の代理店を名乗る業者から、「プロバイダを変更することで料金が安くなる。」と電話があり、了承した。最初は安かったが、その後、頼んだ覚えのないオプション料金が追加され、以前より高くなった。解約するにも料金がかかると言う。

アドバイス

◎ 「安くなる」と言われたことを直ちに信用するのではなく、きちんと説明を受け、納得した上で契約しましょう。思わぬところで契約解除料金やオプション料金が発生し、乗り換え前よりも料金が高くなることもあります。一度契約を変更してしまうと、戻したいと思っても、工事や費用が必要な場合があります。

◎ プロバイダだけでなく、光回線についても、多くの事業者が自社のサービスと組み合わせ提供できるようになりました。「説明された内容と違う」「強引」「どのような契約か分からない」といった相談が寄せられています。

◎ プロバイダ等の契約は、特定商取引法の適用がないため、法律上のクーリング・オフの適用はありません。ただし、契約の方法が強引であったり、虚偽の説明を受けた場合等には、取消しできる場合もあります。

◎ 安くなると言われても、必要のない契約はきっぱり断りましょう。

催し予告

平成27年度 消費者教育講演会

「身近な消費者問題～弁護士の現場から～」

日時：平成28年3月16日（水）
14時～15時30分

講師：弁護士 菊地 幸夫さん

会場：メセナひらかた会館
2階 多目的ホール

定員：抽選で300人

受講：無料。当選はがきが必要。

申込：往復はがきに、①講演会名、②申込者全員の氏名・郵便番号・住所・電話番号（1枚に3名まで）③保育・手話の希望の有無を記入の上、消費生活センターまでお申込みください。2月19日必着。

詳しくは広報1月号もしくは配布予定のチラシをご確認ください。

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

平成27年度消費生活地域啓発 リーダー養成講座受講者募集

後を絶たない悪質商法などの消費者トラブルから身を守るため、消費者問題についての基礎知識を学習し、地域で活かしてみませんか。

【講座日程】

平成28年2月4日（木）～
3月17日（木）毎週木曜日全6回
いずれも、午前10時から正午まで

※全日程出席可能な方対象

※受講無料

※詳しくは、広報ひらかた1月号、公共機関に配布している募集チラシ及びホームページでご確認ください

